

微小粒子状物質(PM_{2.5})に関する注意喚起の実施について

茨城県では、微小粒子状物質(PM_{2.5})の濃度を測定している県内6測定地点のうち、1地点でも判断基準の値となった場合、県内全域を対象に「微小粒子状物質(PM_{2.5})に係わる注意喚起情報」を発信する体制をとっています。さらに、平成25年12月3日から、従来の判断基準に加えて、新たな判断基準が追加となりましたのでお知らせいたします。

従来の判断基準

午前5時から7時の3時間の1時間値の平均値が85μg/m³、午後8時を目途に午前5時から正午の8時間の1時間値の平均値が80μg/m³、午後1時を目途に注意喚起

今回新たに加わる判断基準

午前5時から正午の8時間の1時間値の平均値が80μg/m³、午後1時を目途に注意喚起

茨城県では、茨城県から「微小粒子状物質(PM_{2.5})に係わる注意喚起情報」が発信された場合、防災行政無線によりお知らせいたしますので、「行動の目安」を参考に行動してください。

【行動の目安】

- ・屋外での長時間の激しい運動や外出をできるだけ控えてください。
- ・屋内においても、換気や窓の開閉を必要最小限にするなどにより、外気の侵入をできるだけ減らしてください。
- ・特に、呼吸器系や循環器系に疾患のある方、小児・高齢者の方は、体調に応じてより慎重に行動してください。

また、茨城県では、微小粒子状物質(PM_{2.5})の注意喚起情報をメールで配信しています。

【メール配信登録はこちら】

<http://www.taiiki2.prefibaraki.jp/>

【問合せ先】みどり環境課

☎(240)7135



涸沼湖畔清掃を実施しました

昨年12月14日(土)、クリーンアップひぬまネットワークの一斉清掃事業として、茨城県家庭排水対策協議会会員と日本ゲージ株式会社の方々による網掛公園周辺の湖畔清掃が実施されました。

当日は早朝から約2時間の清掃活動を行い、可燃・不燃ごみ、そのほかテレビやタイヤなど軽トラック2台分のごみを回収しました。なかでも湖岸に漂着していたごみは予想以上に多く、大変な作業となりましたが、みんなで力を合わせて清掃作業を行いました。

ごみの不法投棄は、水質汚濁につながります。一人ひとりが、「捨てない・汚さない」を心がけ、きれいな涸沼を守りましょう。

茨城県家庭排水対策協議会では次の8箇条を掲げて、生活排水を原因とする水質汚濁の防止を目的に活動を進めています。

- ①台所では三角コーナーやろ紙を使いましょう。
- ②油は使い切るか、新聞紙等にしみ込ませたり固形剤で固めたりして、燃えるごみとして出しましょう。
- ③鍋や食器類の汚れは紙でふいてからアクリルたわしを使いましょう。
- ④お風呂の残り湯は洗濯など有効に使いましょ。
- ⑤川や池にごみを捨てないようにしましょう。
- ⑥庭木や草花、菜園などへの肥料や農薬は使い過ぎないようにしましょう。
- ⑦公共下水道や農業集落排水への早期接続を進めましょう。
- ⑧合併処理浄化槽は定期的な点検し、清掃・検査をしましょう。



【問合せ先】茨城県家庭排水対策協議会 事務局 みどり環境課
☎(240)7135

「レジ袋削減キャンペーン」実施 レジ袋削減にご協力をお願いします!

茨城県では、地球温暖化防止、ごみの減量化、資源の有効活用の観点から、レジ袋削減の取組を推進しています。

昨年12月12日(木)、レジ袋無料配布中止協定締結店舗とポケットファームどきどき茨城町の店頭で、レジ袋削減キャンペーンを実施しました。

キャンペーンでは、茨城県家庭排水対策協議会の会員や茨城県地球温暖化防止活動推進員などが、マイバック持参によるレジ袋削減をお願いしながらチラシと啓発品を配布しました。

地球温暖化防止に向けて、今後もマイバックの持参など、町民の皆様のご協力をお願いいたします。

(茨城県レジ袋無料配布中止協定締結事業社)

・(株)カスミフードスクエアイオンタウン水戸南店 ・(株)ヨークベニマル長岡店
・(株)エコス茨城町店 ・(株)宮城商店

【問合せ先】みどり環境課 ☎(240)7135

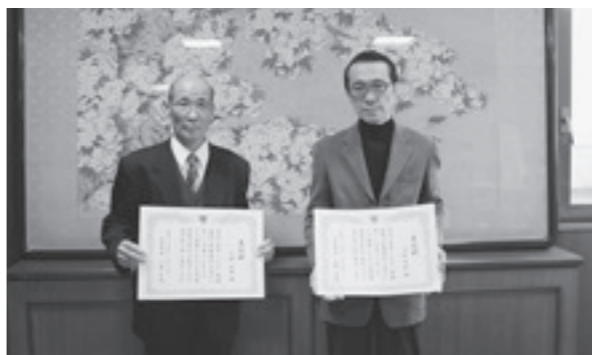
【平成25年度茨城町保健文化賞贈られる】

平成25年度茨城町保健文化賞の授与式が行われました。本町が昭和57年度に国から保健文化賞を受賞したことを機に「茨城町保健文化賞」を設け、地域の保健の向上に貢献された個人または団体を表彰しています。今年は3名の方が受賞されました。

- ※高槌力弥氏(歯科医師)
- ※岡部勇氏
(茨城町シルバーリハビリ体操指導士会会長)
- ※高津敏雄氏(茨城町ウォーキングの会会長)

【受賞理由】

長年にわたり地域住民の医療と健康増進及び町の保健福祉事業に貢献されました。



【問合せ先】健康増進課 ☎240-7134

消すまでは心の警報ONのまま

3つの習慣

- 寝たばこは、絶対やめる。
- ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ガスコンロなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

4つの対策

- 逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
- 寝具や衣類およびカーテンからの火災を防ぐために、防炎品を使用する。
- 火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器等を設置する。
- お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

住宅防火 いのちを守る 7つのポイント

3月1日から7日までの7日間、全国一斉に春の火災予防運動が実施されます。この運動は、火災が発生しやすいシーズンとなる春季に火災予防思想の普及と、火災の防止、高齢者等を中心とする火災による死者の発生を減少させ、財産の損失を防ぐことを目的としています。防火の対策は、家族全員の協力や地域住民の連携が大切です。普段から火の用心に心がけ、火災を出さないように注意しましょう。

春季全国火災予防運動



義務化! 家族を守る、住宅用火災警報器を設置しましょう。